

協議会の運営方針について

【活動の方針】

地上デジタル放送波を用いた IPDC 型データ放送（地デジ IPDC）の防災利活用への期待は、令和 3 年の消防庁実証及びその後の消防庁ガイドラインの改訂を踏まえ、市町村においては、市町村防災行政無線の代替手段の一つとして、その導入整備に大きな期待が寄せられているところです。一方で、地デジ IPDC の整備に活用できる緊急防災・減災事業債の期限が令和 7 年度末に迫っていることから、市町村の予算編成に組み入れるためにも、市町村のニーズに対応できる見積と、製品・サービスの提供の実現性を示すことが喫緊の課題となっています。

このため、本協議会は、産官学の関係者が参画し、地デジ IPDC に関連する情報共有・情報交換、相互連携（市町村と事業者のマッチングプラットフォーム）の場としての役割を担うことを目指すものです。

このことから、次の方針に沿って、本協議会を運営していくことが必要と考えられます。

- 1 協議会はオープンな場として情報共有、情報発信を行う。このため、協議会に参加を希望する自治体、法人、団体、研究組織等は制限なく入会でき、情報が共有される。なお、参画者は、その所属する組織又は団体を明らかにすることは求める。
- 2 消防庁ガイドラインの趣旨に則り、ベンダーロックインを排除することを念頭に、技術標準や運用規程の検討、地デジ IPDC の防災利活用の普及啓発を行う。
- 3 地デジ IPDC の防災利用を普及推進のため、必要に応じて関係省庁や関係団体と意見交換を行う。

（当面の活動方針）

- ・地デジ IPDC に興味・関心を持つ産官学メンバーの募集
- ・ホームページ等での情報発信、協議会活動や自治体の相談窓口（問い合わせ先）の広報周知